

平成 22 年 5 月 14 日

各種預金規定等への「暴力団排除条項」導入のお知らせ

当金庫では、従前より、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶していくことを「反社会的勢力に対する基本方針」に掲げております。

このたび、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚協議会幹事会申合せ)等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを従来にも増して強化するため、平成 22 年 4 月 1 日より、普通預金・当座勘定・貸金庫等の各種預金規定等に「暴力団排除条項」を導入しました。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても、適用されます。

また、預金規定等への「暴力団排除条項」の導入に伴い、平成 22 年 5 月 24 日より普通預金・当座勘定・貸金庫取引等を新たにお申し込みいただくお客様には、お申し込みの際に、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」をしていただくことといたしました。本表明・確約に関する同意をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

お客様のご理解とご協力をお願いします。

【預金規定に導入した暴力団排除条項】

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A．暴力団
- B．暴力団員
- C．暴力団準構成員
- D．暴力団関係企業
- E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F．その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A．暴力的な要求行為
- B．法的な責任を超えた不当な要求行為
- C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E．その他前各号に準ずる行為

以上